

# セクハラ・パワハラだけじゃない



## ソ ジ SOGIハラ

～従業員から相談を受ける前に～

事業主には、職場におけるセクハラ・パワハラ、そして、まだあまり馴染みのないSOGIハラへの対応が義務付けられているのをご存知ですか？

セミナーでは、事業主がハラスメント防止のためにしておかなければならない対策や、相談を受けた場合の対応などについて、弁護士から具体的な事例を交えながらお話いただきます。

### 【申込み・問い合わせ先】

三木市男女共同参画センター  
(愛称 こらぼーよ)

電話・FAX:0794-89-2331

お電話での申込みは平日の9時から17時までをお願いします。

### 【インターネットでの受付先】

下記URLまたはQRコードよりお申込みください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1632449829957>

申込フォーム  
QRコード⇒



よしくら みかこ  
講師: 吉倉 美加子さん(弁護士)

日時: 令和3年11月24日(水)  
10:00~11:30

場所: 三木市立 教育センター  
4階 大研修室  
(三木市福井1933-12)

受講料: 無料

対象者: どなたでも

定員: 100名(会場: 40名/Zoom: 60名)

申込先: 三木市男女共同参画センター

注意点: 以下の点にご注意ください。

\*新型コロナウイルス感染症予防のため  
マスクの着用にご協力をお願いします。

\*感染拡大の状況により、Zoomのみの開催  
に変更する場合があります。

11月12日から25日は  
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナー等からの暴力、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク⇒



! このセミナーで個別相談を受けることはできません。